

インフォマート BtoBプラットフォーム API連携利用申込書				申請日	西暦	年	月	日
貴社名				代表者名				
					印			
貴社住所	郵便番号			法人番号				
	フリガナ							
担当者名				所属				
				eMail				
貴社連携サービス名	※ 弊社サービスと連携予定のサービス・パッケージ名を記載下さい。							
希望開始日	試験環境	西暦	年	月	日	接続元のIPアドレス(試験環境のみ利用)		
	本番環境	西暦	年	月	日	※試験環境は特定の許可されたIPアドレスのみ接続が可能です。グローバルIPアドレスを記載下さい。本番環境には使用しません		
利用区分	<input type="radio"/>	API (OAuth 2.0)			SSO (OpenId Connect)			その他
API対象 (API選択時)		請求書			受発注			契約書
要求する スコープ	<input type="radio"/>	openid	システムのIDを含めた情報を要求します					
	<input type="radio"/>	profile	氏名や住所の取得を要求します					
	<input type="radio"/>	email	eMailアドレスの取得を要求します					
	<input type="radio"/>	qualified	API利用権限情報を要求します					
クライアントID ※12~20字程度	※英数小文字(12~20文字)で自由に設定頂ける御社固有のキーとなります。 ※このキーを使い、API連携を行います。ご希望に添えない場合がございます。ご了承下さい。							
CallBackURL (複数指定可)	<a href="https://">https://</a>							
	<a href="https://">https://</a>							
	<a href="https://">https://</a>							
	<a href="https://">https://</a>							
	<a href="https://">https://</a>							
	※APIの認証時に、弊社ログイン画面を表示するのですが、ログイン完了後に、御社サービス画面へ戻す為に、本URLを使用します。但し、URLが無い場合は、無い旨(理由)を特記事項に記載下さい。							
特記事項								

○本申請を以って裏面のAPI連携規約に同意したものとみなします。  
○本申請の印刷時は、両面印刷(連携規約を含む形)でご提出ください。

※ 弊社記入欄

プロサポ 受領者	開発部 申請者	営業部 申請者
PW送付者	承認者	承認者

## API連携規約

API連携の申込者(以下「甲」という)は、株式会社インフォーマット(以下「乙」という)とのAPI連携において、以下のAPI連携規約(以下「本規約」という)に従うものとする。

### 第1条(目的)

本規約は、甲が乙のBtoBプラットフォームAPI(以下「プラットフォームAPI」という)の日本国内における非独占的な使用許諾を獲得して乙とのAPI連携を実施するため、別途表示する甲の提供するアプリケーション(以下「連携アプリケーション」という)と連携し(当該連携に関する業務を以下「本業務」という)、各々顧客へのサービス向上を図ることを目的とする。

### 第2条(APIの使用許諾)

1. 甲は、前条の目的のために、プラットフォームAPI、及び同APIに関して乙より提供される仕様書(以下「仕様書」という)を無償で使用することができる。甲は、仕様書に記載された趣旨、用法に従ってプラットフォームAPIを使用しなければならない。
2. 甲は、本業務のために必要なアプリケーションの設計・開発・修正・サポート等に関し、自己の負担と責任で実施する。なお乙は、事前に連携アプリケーションの検査を要求することができるものとし、甲は事前に検査手順に合意することを条件に、検査を受けることを予め許諾する。
3. 甲は、BtoBプラットフォームが変更された場合に、連携アプリケーションが正常に動作するために必要な検証、対応モジュールの開発その他の対応を自己の負担と責任で実施する。

### 第3条(商標等の使用許諾)

1. 甲は、本規約の契約期間中、BtoBプラットフォームに関する乙の商標その他サービスの名称やロゴ、デザイン等の表示(以下「商標等」という)を、使用形態について乙の事前の承諾を得ることを条件として、本規約の目的のために使用することができる。
2. 乙は、本規約の契約期間中、連携アプリケーションに関する甲の商標その他サービスの名称やロゴ、デザイン等の表示(以下「商標等」という)を、使用形態について甲の事前の承諾を得ることを条件として、本規約の目的のために使用することができる。
3. 甲及び乙は、使用する相手方の商標等に加工、修正、変更を加えてはならない。
4. 甲及び乙は、相手方が自身の商標等を適正な方法で使用していない場合、その使用方法の変更又は使用の中止を求めることができ、当該相手方はこれに従わなければならない。

### 第4条(プレスリリース)

1. 甲及び乙は、本規約に基づくサービス連携の内容について、単独又は共同でプレスリリースを行う事ができるものとする。但し、プレスリリースの時期及び内容については、双方の事前の合意を得ることとする。
2. 甲と乙との関係は、本規約が定める契約関係のみであって、それ以外の関係(共同事業者、ジョイントベンチャー、フランチャイズ等)を創設するものではない。甲及び乙は、第三者がそのような誤解を引き起こすおそれのある表示をしてはならない。

### 第5条(クライアントIDの発行)

1. 乙は、甲の連携アプリケーションに対して、アプリケーションごとに乙の指定したID(以下「クライアントID」という)を発行する。
2. 甲は、クライアントIDを用いて、BtoBプラットフォームにより展開する各種サービスの利用社(以下「サービス利用社」という)に連携アプリケーションを提供することができる。
3. 甲は、前項のクライアントIDを第三者に知られないように管理するものとし、盗用を防止する措置を自身の責任において行う。仮にクライアントIDの不正利用等、甲に何ら過失のない場合であっても、そのために生じた損害について、乙の責に帰する事由による場合を除き、乙は一切責任を負わないものとする。

### 第6条(シークレットキーの発行)

1. 乙は、サービス利用社の同意のもと、サービス利用社にシークレットキーを発行する。甲は、連携アプリケーションの提供時にサービス利用社よりシークレットキーを受け取り、プラットフォームAPIを経由してサービス利用社の情報を取得することができる。
2. 甲は、シークレットキーを用いてプラットフォームAPIを経由して取得したサービス利用社の情報を、本規約における連携アプリケーションの提供以外の用途で利用してはならないものとする。

### 第7条(通知義務)

乙は、BtoBプラットフォーム及びプラットフォームAPIの一部又は全部を、停止もしくは終了する場合、事前に甲に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合もしくは止むを得ない事由がある場合はこの限りではない。

### 第8条(禁止事項)

1. 甲は、次の行為をしてはならないものとする。
  - (1) プラットフォームAPIを仕様書に記載した稼働環境下以外で使用する行為
  - (2) プラットフォームAPIに関する技術上の秘密を漏洩する行為
  - (3) プラットフォームAPI、仕様書、その他乙が提供する資料等の改変・改竄・解析する行為
  - (4) 意図の有無を問わずBtoBプラットフォームに対して過剰にアクセス・攻撃する行為
  - (5) サービス利用社の情報を本規約の目的以外に利用する行為
  - (6) その他、乙が不適当と認めた行為
2. 乙は、甲に前項の違反行為があると判断した場合、甲に何ら通告なくBtoBプラットフォームへの連携を遮断することができるものとする。
3. 甲が本条1項(1)に違反した場合、当該部分に係わる著作権、特許権等の一切の法的権利は、乙に帰属するものとし、甲は、著作者人格権が発生している場合であっても、その権利を行使しないものとする。

### 第9条(免責)

1. 乙は、プラットフォームAPIを現状有姿で甲に提供する。
2. 乙は、プラットフォームAPIについて、その完全性、正確性、確実性、有用性、適法性、可用性等、明示的か黙示的に関わらず、いかなる種類の保証も行わない。
3. 乙は、プラットフォームAPIへのアクセス過多、その他予期せぬ要因でBtoBプラットフォームの表示速度の低下や障害等が生じた場合の責任を一切負わないものとする。
4. 乙は、連携アプリケーション又は他の第三者のサービス上(甲側のサーバー等含む)で発生した、サービス利用社の情報の漏洩等について一切責任を負わないものとし、乙が、サービス利用社から当該理由を原因として損害賠償等を請求された場合、甲はその一切の費用を乙に補償するものとする。

### 第10条(秘密保持義務)

1. 甲及び乙は、本規約に関して相手方から開示、提供された営業上及び技術上の一切の情報(本規約及び本規約に付随する取り決めの内容、研修の内容、サービス利用社に関する情報等を含むがこれに限らない)(以下「秘密情報」という)を、善良なる管理者の注意のもと管理し、本規約終了後といえども、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩してはならず、また本規約における本業務の目的以外に使用してはならない。
2. 秘密情報には、以下の情報を含まないものとする。
  - (1) 開示又は知得の前から公知であった情報
  - (2) 開示又は知得の前から自己が既に保有していたことを証明できる情報

- (3) 開示又は知得の後、自己の責に帰すべき事由によらずして公知となった情報
- (4) 開示又は知得の後、自己が独自に開発したものであることを証明できる情報
- (5) 開示の権限を有する第三者より、秘密保持義務を課されることなく正当に入手した情報

3. 甲及び乙は、秘密情報を、本業務の目的のために必要最小限の範囲内で、自己の役員及び従業員のうち秘密情報を知る必要のある者にのみ開示できるものとする。その場合、甲及び乙は、秘密情報を知る自己の役員又は従業員に対して本規約に定める秘密保持義務を負わせるものとする。
4. 甲及び乙は、秘密情報を開示、提供した相手方の要請があった場合は、その指示に従い、当該相手方から提供された秘密情報に関する資料(書類、フロッピーディスク、CD-ROM、電子メール等の媒体を問わない)をその複製、複製物を含め、速やかに返却又は破棄するものとする。

### 第11条(営業活動等の制限)

1. 甲及び乙は、本規約の締結が、お互いの営業活動及び第三者とのその他提携等に何ら制限を設けるものではないことを確認する。
2. 前項に関わらず、甲は、BtoBプラットフォームを模倣又は目的・用途において直接的に競合するサービスを、サービス利用社及び他の第三者に対して提供してはならない。甲の営業活動についてこれらの懸念のある場合は、事前に甲乙協議し、対応を決定するものとする。

### 第12条(知的財産権)

BtoBプラットフォームに関する発明、技術、API、商標、サービスマーク、特許、著作権その他一切の知的財産権は乙に帰属するものであり、本規約に利用許諾が明示されていない限り、これを甲が利用することは出来ない。

### 第13条(権利義務の譲渡禁止)

甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本規約に基づく権利義務の全部又は一部(プラットフォームAPI及びクライアントIDを含む)を第三者に譲渡又は担保に供してはならない。

### 第14条(解除)

甲及び乙は、相手方が次のいずれかの事由に該当した場合には、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続を要しないで、自己の債務の弁済を要せず、直ちに本規約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 相手方の信用を著しく毀損する行為を行ったとき
- (3) 差押え、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分を受けたとき
- (4) 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれに類似する法的整理手続開始の申立てがあったとき
- (5) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
- (6) 前三号の他、信用状態に重大な変化が生じたとき
- (7) その他法律に反する行為を行なったとき
- (8) その他上記各号に準ずる事由が生じたとき

### 第15条(反社会的勢力排除)

1. 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行なわない。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、相手方が前二項のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、自己の債務の弁済を要せず、また、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに、一切の取引を停止することができるものとする。
4. 甲又は乙は、前項に基づく解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとする。

### 第16条(当事者責任)

サービス利用社からの問合せ及び紛議については、甲乙いずれか、責の帰すべき当事者が責任をもってその対応にあたり、他方に何らの損害、迷惑を及ぼさない。

### 第17条(損害賠償)

甲及び乙は、相手方が本規約に違反した場合、当該違反により被った損害について、通常かつ直接の損害に限り、相手方に対し賠償の請求をすることができる。

### 第18条(契約期間)

1. 本規約の有効期間は、本規約締結日より1年間とする。但し、契約終了日の1ヶ月前までに、当事者の一方から書面による解約の申し入れがない限り、本規約はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 前項の定めに関わらず、第10条(秘密保持義務)、第12条(知的財産権)、第17条(損害賠償)及び第20条(合意管轄裁判所)の定めは本規約終了後もなお有効に存続するものとする。

### 第19条(誠実協議義務)

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、誠意をもってその解決にあたる。

### 第20条(合意管轄裁判所)

本規約に関する訴訟等の法的手続については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

<p align="center"><b>インフォマート BtoBプラットフォーム API連携利用申込書</b></p>				<p>申請日</p>	<p>西暦 2018 年 12月 12日</p>
<p>貴社名</p>	<p>カブシキガイシャインフォマート</p>		<p>代表者名</p>	<p>インフォマートタロウ</p>	
	<p>株式会社インフォマート</p>			<p>インフォマート太郎</p>	
<p>貴社住所</p>	<p>郵便番号</p>	<p>105-0022</p>	<p>法人番号</p>	<p>2010401041383</p>	
	<p>フリガナ</p>	<p>トウキョウトミナトク カイガン1-2-3 シオドメビルディング</p>			
	<p>東京都港区 海岸1-2-3 汐留芝離宮ビルディング</p>				
<p>担当者名</p>	<p>テストタロウ</p>		<p>所属</p>	<p>経営企画部</p>	
	<p>テスト太郎</p>		<p>eMail</p>	<p>test_taro@infomart.co.jp</p>	
<p>貴社連携</p>	<p>基幹サービスXXX</p>				
<p>※ 弊社サービスと連携予定のサービス・パッケージ名を記載下さい。</p>					
<p>希望開始日</p>	<p>試験環境</p>	<p>西暦 2018年 12月 29日</p>	<p>接続元のIPアドレス(試験環境のみ利用)</p>		
			<p>111.168.1.1</p>		
			<p>111.168.1.2</p>		
	<p>本番環境</p>	<p>西暦 2019年 12月 29日</p>	<p>※試験環境は特定の許可されたIPアドレスのみ接続が可能です グローバルIPアドレスを記載下さい。本番環境には使用しません</p>		
<p>利用区分</p>	<input type="radio"/>	<p>API (OAuth 2.0)</p>	<input type="radio"/>	<p>SSO (OpenId Connect)</p>	<p>契約書</p>
<p>API対象 (API選択時)</p>	<input checked="" type="radio"/>	<p>請求書</p>	<input type="radio"/>	<p>受発注</p>	<p>契約書</p>
<p>要求する スコープ</p>	<input type="radio"/>	<p>openid</p>	<p>システムのIDを含めた情報を要求します</p>		
	<input type="radio"/>	<p>profile</p>	<p>氏名や住所の取得を要求します</p>		
	<input type="radio"/>	<p>email</p>	<p>eMailアドレスの取得を要求します</p>		
	<input type="radio"/>	<p>qualified</p>	<p>API利用権限情報を要求します</p>		
<p>クライアントID ※12~20字程度</p>	<p>testInfomart</p>				
<p>※英数小文字(12~20文字)で自由に設定頂ける御社固有のキーとなります。 ※このキーを使い、API連携を行います。ご希望に添えない場合もございます。ご了承下さい。</p>					
<p>CallBackURL (複数指定可)</p>	<p><a href="https://www.infomart.co.jp/info/">https://www.infomart.co.jp/info/</a></p>				
	<p><a href="https://">https://</a></p>				
	<p><a href="https://">https://</a></p>				
	<p><a href="https://">https://</a></p>				
	<p><a href="https://">https://</a></p>				
<p>※APIの認証時に、弊社ログイン画面を表示するのですが、ログイン完了後に、御社サービス画面へ戻す為に、本URLを使用します。但し、URLが無い場合は、無い旨(理由)を特記事項に記載下さい。</p>					
<p>特記事項</p>	<p> </p>				

○本申請を以って裏面のAPI連携規約に同意したものとみなします。  
○本申請の印刷時は、両面印刷(連携規約を含む形)でご提出ください。

※ 弊社記入欄

<p>プロサポ 受領者</p>	<p>開発部 申請者</p>	<p>営業部 申請者</p>
<p> </p>	<p> </p>	<p> </p>
<p>PW送付者</p>	<p>承認者</p>	<p>承認者</p>
<p> </p>	<p> </p>	<p> </p>